

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁が公表している日最高気温が30度以上、または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上、またはWBGTが25℃以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたり、当面の間、真夏日の定義は「日最高気温が28度以上」に、夜間工事の場合は「作業時間帯の最高気温が28度以上」に読替える暫定措置を運用する。暑さ指数(WBGT)の変更はない。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

真夏日率は小数第2位止め(3位四捨五入)

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である土木工事関係、管工事関係、造園工事関係を対象とする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

受注者より提出された計測結果資料(参考参照)をもとに、真夏日率を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

補正值(%) = 真夏日率 × 1.2

補正值(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数※) + 補正值)

※補正係数：地域補正等

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

(緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令による応急工事とする。)

4. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

使用する観測所は施工現場から最寄りの気象庁の気温または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

※久留米市最寄りの観測所：気象庁(久留米)、環境省(久留米)

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。

なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正值は、親設計書で設定した補正值によるものとする。

6. 週休2日制の経費補正を行う場合の適用

週休2日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う場合は、熱中症対策による補正值加算後に週休2日制の補正係数を乗じる。

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)＋熱中症補正值}×週休2日制の補正係数

7. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を特記仕様書等に明示する。

8. 適用

令和3年4月1日以降に入札公告する工事とし、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に適用する。